

熊本県私立学校経常費（教育活動復旧事業）補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、私立学校等の教育条件の維持向上及び私立学校に在学する幼児及び生徒（以下、「幼児等」という。）に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校等の健全な発達に資するため、私立学校における教育に係る経常的経費について、私立学校等を設置する者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、熊本県私立学校経常費補助金交付要項及びこの要項の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において「私立学校等」とは、学校法人が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認された私立の学校教育法第1条に規定する幼稚園（第17条第1項において「特定私立幼稚園」という。）（以下、「幼稚園等」という。）で、平成28年4月14日において現に存するものをいう。

（補助対象者）

第3条 平成28年熊本地震により被災した私立学校のうち、平成28年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第207号）により激甚災害として指定された平成28年熊本地震による被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第4条第5項又は第17条に規定する事業及び私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱に規定する事業（以下、「私立学校施設災害復旧事業（国庫補助事業）」という。）を実施する私立学校等の設置者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は次のとおりとする。

- （1）人件費（役員報酬及び退職金を除く。）
- （2）教育研究経費、管理経費
- （3）災害復旧に要する経費

(補助金の額)

第5条 私立学校施設災害復旧事業（国庫補助事業）に要する経費（事務費を含む文部科学省災害査定後の確定額（事業計画変更があった場合を含む。）の1/6以内の額とする。

但し、過年度に当該補助により支出した額を除いた額とし、当該査定後の補助金の交付確定後に当該査定に基づく補助の上限額が明らかとなり、既に支払った額が過大となる場合は、返還手続きを行うものとする。

(補助金の不交付等)

第6条 知事は、規則第4条第1項に規定する調査の結果、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反したものの。
- (2) 経理その他事務処理が著しく適正を欠いているもの。
- (3) 管理運営が著しく適正を欠いているもの。
- (4) その他知事が補助金の全部又は一部を交付することが不相当と認めるもの。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教育活動復旧事業実施状況調書（別紙様式1）
- (2) 収支予算書（別紙様式2）
- (3) 学則（幼稚園及び特定私立幼稚園にあつては園則、幼保連携型認定こども園にあつては、園則及び運営規程）

3 第1項及び第3項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は、1部とするが、熊本県私立学校経常費補助金交付要項に定める補助金を受けるため、既に提出している私立学校等においては、前項第3号に定める書類は省略できるものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(交付決定の変更)

第9条 規則第7条第1項の変更事由は、補助金の額の算定基礎に用いた数に変更又は錯誤があり、補助金の額に変更を生じる場合とし、変更申請書は別記第3号様式によるものとする。

2 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、変更交

付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）事業実績書 別紙様式3

（2）収支精算書 別紙様式4

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第13条 規則第16条第1項の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（雑 則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成29年3月17日から施行し、平成28年4月14日から適用する。